

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る経済部各課の定期
監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百八十九号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度
に係る経済部各課の定期監査を執行したので、その結果
を次の通り公表する。

昭和三十三年六月十三日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所 執行年月日

農政課 昭和三十三年四月二十二日監査

農業改良課 同

蚕糸課 同 二十三日

畜産課 同

商工課 同 二十四日

地下資源開発局 同

農政課 昭和三十三年四月二十二日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 上根政幸

一 新農村建設事業の推進について

国の新農村建設総合対策要綱に基き本年度新しく、県
下九地区を特別助成地域に指定し総事業費六千三百八
十余万円(融資事業含む)をもつて新農村建設に巨歩
を進められていたが、本事業の推進に当つて県は、指
定地域の適正、計画の樹立指導、事業実施の厳正等新

農村山漁村建設総合対策の合理的運営につき特別の配意と更には政府に対し助成率の引上(現行は総事業費の四割以内)並びに枠の拡大等強く要請し事業の促進を図られたい。

なお事業完了地区に対する爾後管理指導及び要綱に基づく県の振興計画とその他特別立法による一般助成振興計画との基本計画策定の調整については部内統制と連絡緊密化により慎重留意されたい。

二 農業協同組合の指導監督の徹底とこれが育成強化につき努力しているが指導陣容、予算的措置に制約され完璧を期し難い面があるのでこの点当局は考慮し更に不振農協の経営指導過小組合の合併促進、再建整備組合に対する法定目標達成指導等に適切な措置を講じ強力に推進する必要がある。

なお不振農協のうちには再建指定を受けることが適切と認められるものがあるようであるが、これが勧奨につきても一層配意されたい。

また常例検査は一八一組合のうち一〇八組合実施に止

つているが更に検査の完全実施に一層の配意を望む。

三 農業災害補償制度の適正運営について一層指導監督されたい。即ち県下の共済組合は五七組合あつて年間を通じ全組合を総合的または事業を抽出的に監査を実施し運営の合理化に努力されているが、特に收穫量決定に伴う坪刈、検見等算定上の検討及び組合職員の質的向上並びに掛金未收整理等に検討を要するものがあるようであるから更に当局は指導監督の徹底を図り単位組合の適正運営に一層の努力を望む。

四 国庫補助事業に対する事務費の予算措置が財政上十分行われないうちに補助金の一部返還を余儀なくし、事業の執行運営に徹底を欠く面があるので補助金相当額の義務負担は適確に予算計上し適正効率的に事業を執行せしめるよう財政当局の考慮が必要である。

農業改良課 昭和三十二年四月二十二日監査
 監査委員 松本利治
 同 萩原治郎

同 上 根 政 幸

一 害虫防除組織の整備について
 防除機関として現在東、中、西部の三地区に病害虫防除所があつて防除指導を行つているが、中、西部には専任職員を配置しているけれども、東部は一市三郡の所管に対し所長は農業改良課長、所員は農業改良課員一名のそれぞれの兼務であつて、防除指導に万善を期せられない実状であるので、専任者の配置について考慮の要がある。

なお県有にかかる防除機具(三六四台)は各種団体に貸与(一七五台)使用せしめているが、常時における貸付台数の確認並びに機具の利用管理に遺漏なきを期せられたい。

二 主要農作物の品種改良につき更に末端普及指導の徹底が必要である。特に米品種改良について見ると本年度配布した稲原種は市町村採種ほ用として二二石、その他農業試験場が直接各種団体を通じ配布したものが一石であるが、これが配布後の原種の処理並びに採種

種子の活用普及に徹底を欠いていると思はれるので、農業改良普及員等をして指導確認せしめ計画の推進を図るべきである。なおこの種子の普及に要する予算的措置についても主管省とも折衝し適切なる措置を講ずべきである。

また産米改良の普及指導に当つては、本年度より火力乾燥機(政府より十台借受)等を単位農協に貸付け、乾燥方式の改善、脱穀及び包装等の技術指導により産米改良に努めているが、これが末端滲透、普遍化に配意されたい。

三 特産物の生産、出荷指導について
 県内特産物の市場向生産及び出荷指導についてはなお充分強化の要が認められるので組合の統合育成とともにこれが指導の徹底について一層努められたい。

四 農業改良普及員に対する研修並びに指導については一層努力されたい。なお研修計画の樹立に当つては農業講習所、農業試験場とも有機的連けいを図つて計画的、しかも効率的に実施するよう配慮すべきである。

五 農業改良資金助成事業の適確なる運営につき特に留意されたい。

即ち本年度より特別会計(国庫補助三分の二他は県費)により、農業施設の改良資金借入に対する債務保証(一六一件で保証額一〇、九〇四、八〇〇円)並びに技術導入に伴う資金貸付(一〇六件で貸付額五、九三二千元)等の業務を実施しているが、今後本制度の普及が見込まれるので資金造成、償還計画の履行、代位弁済後の回収対策及び貸付金の早期回収等、本事業の健全なる運用に配慮されたい。

蚕糸課 昭和三十二年四月二十三日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 小 谷 善 高

一 老廃桑園の改植促進については更に強力実施の要がある。蚕糸振興の根幹となる桑園の造成、肥培管理の指導に努力しているが、県下の桑園状況は総面積一八、

六五六町歩でこのうち六四七町歩が老廃桑園で改植を要するもので全体の三四・七二%を占めている。

また新改補植に要する桑苗は三十一年度実績量の七二%を県外依存している現状にかんがみ立地条件に即した県内生産の需給体制の確立を図ることが必要であるので一層努力されたい。

二 蚕業指導所の組織強化につき更に県当局の措置が必要である。前回指導所監査に強く指摘したごとく、組織機構特に職員管理等につき更に検討を加え適切な措置を講じ一層行政効果を挙げしめるべきである。

三 蚕作安定施設の強化のため土室による稚蚕共同飼育所を二十九年度より国庫補助を得て奨励に努力し飼育管理の簡素合理化を図ってきたが国の補助は本年度をもつて打切られる予定であつたので、養蚕経営の改善並びに蚕作安定の見地から県費をもつて引継ぎ普及奨励を図ることが必要と思われる。

畜産課 昭和三十二年四月二十三日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 上 根 政 幸

一 和牛造成奨励事業の推進に当つて更に考究すべきものがある。即ち優良和種種牛造成奨励規程によつて毎年基礎牛の調査並びに指定を行い奨励金を交付しているが、これらの指定牛に対する爾後管理特に交配指導計画生産と系統化等生産過程における一連の育成管理指導が未だその段階に至っていないことは考究を要するのでこれらの管理部門に改善を加え積極的に助長策を講ずることが必要である。

二 人工授精の助長策につき県の強力措置が必要である。人工授精は最近著しい進歩により普及されつつあることとは好しい傾向であるが更に県は、

- 1 優良種畜の拡充強化
- 2 人工授精師の技術の向上
- 3 人工授精網の確立

4 授精費のてい減

等適切な行政施策の推進を図るべきである。更に今後の種畜の増け、配置、精液輸送方法等についても種畜場及び家畜保健衛生所並びに畜産諸団体との緊密な連携、いのもとに一層普及奨励を図られたい。

三 種牲畜の導入計画に対する予算措置につき当局の考慮が必要である。毎年種牲畜の導入計画を樹ているがこれらの購入費の財源措置は、特定財源に依存しているため特定財源の減収を考慮した場合は計画どおりの導入困難とされているが、本県畜産改良の大局的見地から少くとも県費を投入し優良種畜の増け、確保につき考慮すべきである。

四 酪農振興対策事業の推進について

集約酪農地帯の振興助長策につき鋭意努力し、本年度も引続き未利用地域の開発、並びに助長策を講じてきているが、末端における技術指導陣容が確立されず酪農の完璧が期し難い実情である。また地域外における酪農振興策についても更に和牛振興策の面からも併せ

考慮しその伸展を考究されたい。

なお生産乳に対する消費の合理化、乳質の改善、集乳組織の確立及び集乳費の節減等酪農経営に対する一連の指導については更に一層努力されたい。

五 県営牧場の運営は、本年度の入牧状況は牛一九頭、馬三四頭であつてあまり芳しくない。もつとも一昨年入牧畜の事故死等によつて影響もあつたと思われるが、牧場管理の万全を期し運営せしめられたい。

商工課 昭和三十二年四月二十四日監査
地下資源開発局

監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	小谷善高
同	上根政幸

一 中小企業振興資金助成事業の効率的運営について
同助成法の施行に伴つて従来の企業組合貸付事業は年度中途に設置された中小企業振興資金助成事業会計（

特別会計）に切替え運営しているが、この資金は従来の貸付金償還金と国庫補助金をもつて充当しているため、本年度貸付実績二件三百五十万円の不活発であるので県は更に本会計を強化し適切な運営を図らしめよう特別の配慮が必要である。

二 設備近代化融資について
中小企業に対する共同施設等設備の近代化を図るため県は毎年繰替金五百万円を商工中金に予託し、この倍額を商工中金が貸付を行っているが本年度繰替金の内容は、既設貸付分三百五十万円が含まれているので新規分は百五十万円が結局新規貸付の対象となるものは三百万円であるが更に企業振興の面から増額考慮し設備の近代化を促進する要がある。

なおこれらは一般金融幹旋に大部分依存し、本年度一般融資枠一億円に対し三十二年度は努力された結果商工業合せ本年の二倍強四億五十万円の融資枠の承認を得ているが、これが導入と消化につき更に一層努力されたい。

三 本年度における企業診断は工場診断二十四ヶ所を始め講習会及び巡回指導等により相当の成果を挙げているが、診断員の不足が見受けられるのでこれが養成、充実強化に一層留意されたい。

なお診断方法は業者よりの申請に基き実施しているが、業態別総合診断計画を策定し抽出診断による効率的運営を図ることが肝要と思考されるので善処されたい。

四 災害資金損失補償の実績と今後の対策について
鳥取大火により罹災した中小企業者に対し損失補償した融資額は四億七千六百余万円（一、九六八件）でこのうち回収されたものは一月末現在三億八千九百余円（一、九二〇件）でその回収率は八一、八〇%である。

また未回収金は八千六百余万円の多額に上り三十一年度県と市において損失補償した額は一百七十六万八千円で今後更に損失補償発生予想額が相当額に上る見込であり、これが補償を最少限に止めるため強力な対策を樹立し、市当局と一層緊密な連携を図つて慎重に検討善処する要がある。

五 信用保証協会の運営指導については同協会の監査結果等を考慮し更に一層努力されたい。

六 地下資源開発は人形峠一円及び倉吉鉱山地帯のウラン鉱の発見に伴い地下資源開発局を設置しその促進に努力されているが更に県下の未開発地帯探査開発についても一層努力されたい。

七 工場誘致に伴う本年度奨励金交付状況は日本パルプ工場四十万円、興和紡績工場二百万円であるが更に現在の未交付額は日本パルプ工場三百十五万余円、興和紡績工場七百三十六万余円でこのうち興和紡績関係分は事業税の確定申告等もあつて若干増加するようであるので早期交付し整理すべきと思われる。

八 計量器検査並びに取締につき一層計画的執行された。
本年度実施した定期検査は、一七ヶ市町村を対象とし、受検数三八、二七五件に対し不合格二、〇二七件、立入検査九ヶ町村に対し、器具一、二二〇件うち違反一〇二件の実績を挙げているが、これらの結果からみる

